

## 暴力団関係者ではないことの確約書

登米市長 殿

私は、不動産公売の参加にあたり、登米市暴力団排除条例第2条第4号に規定されている暴力団等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

また、この確約に反することが判明した場合は、売却決定等の処分が取り消されても異議を申しません。

なお、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

### 【参考】暴力団等の定義

「登米市暴力団排除条例」

第2条第4号 暴力団員等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちア又はイのいずれかに該当するものがあるもの

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は法人名及び代表者氏名）

印